

内航船舶輸送統計調査（内航船舶輸送実績調査）標本抽出表 新旧対照表

変更後

層区分	月間輸送量	主たる品名又は船舶の用途
1	4万トン以上	
2	3～4万トン未満	砂利・砂・石材 その他の特種品 その他
3	1～3万トン未満	砂利・砂・石材 その他の特種品 その他
4	1万トン未満	砂利・砂・石材 その他の特種品 バージ その他
5	調査月分一〇、年一有	
6	調査月分、年とも〇	
7	未回収登録事業者	
8	未回収届出事業者	
9	新規登録事業者	
10	新規届出事業者	

変更前

層区分	月間輸送量	船舶の用途及び主たる品名	
1	10万トン以上		
2	7～10万トン未満	貨物船	砂利・砂・石材
3		貨物船	鉄鋼
4		油送船	化学薬品
5		貨物船	その他の特種品
6		その他	
7		6～7万トン未満	貨物船
8	貨物船		鉄鋼
9	油送船		化学薬品
10	貨物船		その他の特種品
11	その他		
12	4～6万トン未満		貨物船
13		貨物船	鉄鋼
14		油送船	化学薬品
15		貨物船	その他の特種品
16		その他	
17		3～4万トン未満	貨物船
18	貨物船		鉄鋼
19	油送船		化学薬品
20	貨物船		その他の特種品
21	その他		
22	1～3万トン未満		貨物船
23		貨物船	鉄鋼
24		油送船	化学薬品
25		貨物船	その他の特種品
26		その他	
27		5千～1万トン未満	貨物船
28	貨物船		鉄鋼
29	油送船		化学薬品
30	貨物船		その他の特種品
31	バージ		
32	その他		
33	5千トン未満	貨物船	砂利・砂・石材
34		貨物船	鉄鋼
35		油送船	化学薬品
36		貨物船	その他の特種品
37		バージ	
38		その他	
39	調査月分一〇、年一有		
40	調査月分、年とも〇		
41	未回収登録事業者		
42	未回収届出事業者		
43	新規登録事業者		
44	新規届出事業者		

内航船舶輸送統計調査 集計事項 新旧対照表

変更後	変更前
<p>1. 内航船舶輸送実績調査の月次についての集計事項は次のとおりとする。</p> <p>第1表 内航船舶輸送統計総括表</p> <p>第2表 大型鋼船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績</p> <p>第3表 大型鋼船、品目別、専用船等用途別輸送実績</p> <p>第4表 小型鋼船及び木船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績</p> <p>第5表 小型鋼船及び木船、コンテナ品目別、トン数階級別輸送実績</p> <p>第6表 木船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績</p> <p>第7表 産業圏間流動表</p> <p>第8表 産業圏間コンテナ流動表</p> <p>第9表 船型別、船質別、油種別燃料消費量</p> <p>第10表 用途別、油種別燃料消費量</p> <p>付 表 内航船舶輸送統計推移表</p>	<p>1. 内航船舶輸送実績調査の月次についての集計事項は次のとおりとする。</p> <p>第1表 内航船舶輸送統計総括表</p> <p>第2表 大型鋼船、品目別、用途別、トン数階級別、<u>輸送トン数、トンキロ表</u></p> <p>第3表 大型鋼船、品目別、専用船等用途別、<u>輸送トン数、トンキロ表</u></p> <p>第4表 小型鋼船、品目別、用途別、トン数階級別、<u>輸送トン数、トンキロ表</u></p> <p>第5表 小型鋼船及び木船、コンテナ品目別、トン数階級別、<u>輸送トン数、トンキロ表</u></p> <p>第6表 木船、品目別、用途別、トン数階級別、<u>輸送トン数、トンキロ表</u></p> <p>第7表 産業圏間流動表</p> <p>第8表 産業圏間コンテナ流動表</p> <p>第9表 <u>内航船舶</u>、船型別、船質別、燃料消費量表</p> <p>第10表 <u>内航船舶</u>、用途別、油種別、<u>燃料消費量表</u></p> <p>付 表 内航船舶輸送統計推移表</p>
<p>2. 内航船舶輸送実績調査、自家用船舶輸送実績調査の年次についての集計事項は次のとおりとする。</p> <p>第1表 内航船舶輸送統計推移表</p> <p>第2表 内航船舶輸送統計総括表</p> <p>1. (品目別輸送量)</p> <p>2. (用途別、油種別燃料消費量)</p> <p>第3表 品目別輸送実績 (営業用)</p> <p>第4表 品目別、用途別、トン数階級別輸送実績 (営業用)</p> <p>第5表 大型鋼船、品目別、専用船等用途別輸送実績 (営業用)</p> <p>第6表 小型鋼船及び木船、コンテナ品目別、トン数階級別輸送実績 (営業用)</p> <p>第7表 船質別、用途別、輸送距離帯別輸送量 (営業用)</p> <p>第8表 主要品目別、輸送距離帯別輸送量 (営業用)</p> <p>第9表 主要品目別産業圏間流動表 (営業用)</p> <p>第10表 産業圏間コンテナ流動表 (営業用)</p> <p>第11表 都道府県間流動表 (営業用)</p> <p>第12表 品目別輸送実績 (自家用)</p> <p>第13表 用途別、油種別燃料消費量</p> <p>1. (営業用)</p> <p>2. (自家用)</p> <p>第14表 船型別、船質別、油種別燃料消費量 (営業用)</p> <p>第15表 <u>貨物船用途別、油種別燃料消費量 (営業用)</u></p>	<p>2. 内航船舶輸送実績調査、自家用船舶輸送実績調査の年次についての集計事項は次のとおりとする。</p> <p>第1表 内航船舶輸送統計推移表</p> <p>第2表 内航船舶輸送統計総括表</p> <p>1. (品目別輸送量)</p> <p>2. (用途別油種別燃料消費量)</p> <p>第3表 品目別輸送量 (営業用)</p> <p>第4表 品目別用途別トン数階級別輸送量 (営業用)</p> <p>第5表 大型鋼船品目別専用船等用途別輸送量 (営業用)</p> <p>第6表 小型鋼船及び木船コンテナ品目別トン数階級別輸送量 (営業用)</p> <p>第7表 船質別用途別輸送距離帯別輸送量 (営業用)</p> <p>第8表 主要品目別輸送距離帯別輸送量 (営業用)</p> <p>第9表 主要品目別産業圏間流動表 (営業用)</p> <p>第10表 産業圏間コンテナ流動表 (営業用)</p> <p>第11表 都道府県間流動表 (営業用)</p> <p>第12表 品目別輸送量 (自家用)</p> <p>第13表 用途別油種別燃料消費量</p> <p>1. (営業用)</p> <p>2. (自家用)</p> <p>第14表 船型別船質別油種別燃料消費量 (営業用)</p>

内航船舶輸送統計調査要綱（変更後）

1 調査の名称

内航船舶輸送統計調査

2 調査の目的

本調査は、内航船舶輸送統計（船舶による国内の貨物の輸送の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成し、わが国の交通政策及び経済政策を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

【内航船舶輸送実績調査票】

内航海運業法（昭和27年法律第151号）に規定する内航運送をする事業を営む者のうち、総トン数20トン以上の船舶による輸送を行う者。

【自家用船舶輸送実績調査票】

内航海運業法に規定する自家用船舶による内航運送を行う者のうち、総トン数100トン以上の船舶による輸送を行う者。

ただし、内航船舶輸送実績調査票については、次に掲げる輸送のみを行う者及び輸送を除き、自家用船舶輸送実績調査票については、次に掲げる輸送を除く。

ア 港湾内における貨物の輸送（指定港間（※）の輸送は除く。）

イ 輸送区間の両端又はいずれか一方が港湾でない貨物の輸送

※ 指定港間とは、京浜港については、横浜港、川崎港及び東京港、大阪港については、大阪港及び堺港、関門港については、下関港、門司港、小倉港及び洞海港に区分した港相互間をいい、門司港、小倉港及び洞海港については、従前の港湾区域とする。

4 報告を求める者

（1）数

【内航船舶輸送実績調査票】 約180者（母集団数：約530者）

【自家用船舶輸送実績調査票】 約150者

(2) 選定の方法

【内航船舶輸送実績調査票】（全数 無作為抽出 有意抽出）

内航海運業法に規定する内航運送をする事業を営む者のうちから、層化一段抽出により調査対象となる事業者を選定する。

なお、抽出による層は次のとおりとする（詳細は別添1を参照）。

ア 貨物輸送量

イ 船舶の用途及び主たる品名

【自家用船舶輸送実績調査票】（全数 無作為抽出 有意抽出）

(3) 報告義務者

【内航船舶輸送実績調査票】

内航海運業法に規定する内航運送をする事業を営む者

【自家用船舶輸送実績調査票】

内航海運業法に規定する自家用船舶により内航運送を行う者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

- ① 船舶の属性及び用途
- ② 輸送した区間及び距離
- ③ 貨物形態
- ④ 輸送した貨物の品名
- ⑤ 輸送した貨物の重量
- ⑥ 航海距離
- ⑦ 燃料の種類及び消費量
- ⑧ 前各号に関連する事項

(2) 基準となる期日又は期間

【内航船舶輸送実績調査票】

毎月末日現在

【自家用船舶輸送実績調査票】

調査実施年度の前年度の1年間（4～3月）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

国土交通省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（FAX））

ア オンライン調査は、国土交通省オンライン申請システムのほか、電子メールも含む。FAXについては、報告者に対して郵送により調

査票を配布し、FAXにより調査票を回収（報告者が送信）する方法により行う。なお、電子メール及びFAXによる調査票の送信に当たっては、セキュリティ対策を講ずることとする。

イ 調査票の配布等の業務を民間事業者に委託する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

【内航船舶輸送実績調査票】 毎月

【自家用船舶輸送実績調査票】 1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

【内航船舶輸送実績調査票】

提出期限は、調査月翌月の7日

【自家用船舶輸送実績調査票】

提出期限は、毎年4月末日

8 集計事項

内航船舶輸送実績調査、自家用船舶輸送実績調査についての集計事項は別添2のとおりとする。

9 結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

「内航船舶輸送統計月報」及び「内航船舶輸送統計年報」としてとりまとめ、インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物（「内航船舶輸送統計年報」のみ）により公表する。

(2) 公表の期日

「内航船舶輸送統計月報」については、調査月終了後2か月以内、「内航船舶輸送統計年報」については、調査年度終了後3か月以内にそれぞれ公表する。

10 使用する統計基準

本調査の結果は、内航船舶による貨物輸送の実態を明らかにするため、船舶用途別、品目別等輸送量並びに燃料消費量の表章を行うことから、統計基準を使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票の保存期間

・記入済み調査票：2年

・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

国土交通大臣

- 12 立入検査等の対象とすることができる事項
当該事項無し

内航船舶輸送統計調査(内航船舶輸送実績調査) 標本抽出表

層区分	月間輸送量	主たる品名又は船舶の用途
1	4万トン以上	
2	3～4万トン未満	砂利・砂・石材 その他の特種品 その他
3	1～3万トン未満	砂利・砂・石材 その他の特種品 その他
4	1万トン未満	砂利・砂・石材 その他の特種品 バージ その他
5	調査月分ー0、年ー有	
6	調査月分、年とも0	
7	未回収登録事業者	
8	未回収届出事業者	
9	新規登録事業者	
10	新規届出事業者	

1. 内航船舶輸送実績調査の月次についての集計事項は次のとおりとする。

- 第1表 内航船舶輸送統計総括表
- 第2表 大型鋼船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績
- 第3表 大型鋼船、品目別、専用船等用途別輸送実績
- 第4表 小型鋼船及び木船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績
- 第5表 小型鋼船及び木船、コンテナ品目別、トン数階級別輸送実績
- 第6表 木船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績
- 第7表 産業圏間流動表
- 第8表 産業圏間コンテナ流動表
- 第9表 船型別、船質別、油種別燃料消費量
- 第10表 用途別、油種別燃料消費量
- 付 表 内航船舶輸送統計推移表

2. 内航船舶輸送実績調査、自家用船舶輸送実績調査の年次についての集計事項は次のとおりとする。

- 第1表 内航船舶輸送統計推移表
- 第2表 内航船舶輸送統計総括表
 - 1. (品目別輸送量)
 - 2. (用途別、油種別燃料消費量)
- 第3表 品目別輸送実績(営業用)
- 第4表 品目別、用途別、トン数階級別輸送実績(営業用)
- 第5表 大型鋼船、品目別、専用船等用途別輸送実績(営業用)
- 第6表 小型鋼船及び木船、コンテナ品目別、トン数階級別輸送実績(営業用)
- 第7表 船質別、用途別、輸送距離帯別輸送量(営業用)
- 第8表 主要品目別、輸送距離帯別輸送量(営業用)
- 第9表 主要品目別産業圏間流動表(営業用)
- 第10表 産業圏間コンテナ流動表(営業用)
- 第11表 都道府県間流動表(営業用)
- 第12表 品目別輸送実績(自家用)
- 第13表 用途別、油種別燃料消費量
 - 1. (営業用)
 - 2. (自家用)
- 第14表 船型別、船質別、油種別燃料消費量(営業用)
- 第15表 貨物船用途別、油種別燃料消費量(営業用)